

平成30年度 事業計画書

平成30年度 事業計画

I. 実施方針

畜産を取り巻く情勢と対応

我が国経済は、輸出の緩やかな回復や個人消費の底堅い推移などにより、緩やかな景気回復基調が続く見通しと言われており、畜産物価格は後継者不足等による生産減により、総じて強含みで推移している。

一方、飼料穀物価格は、南米アルゼンチンの中央部で降雨の少ない日が続いたことから、作柄が悪化し生産量が減るとの観測で、1月下旬から1ブッシュェル3.59ドル前後で推移し、国際価格が上昇している。生産資材である肉用子牛や初妊牛価格も高騰しており、今後の肉用牛肥育経営・酪農経営等は、厳しい状況が予想される。衛生面では、1月10日に香川県で発生した高病原性鳥インフルエンザは、飼養農家を含む畜産関係者の努力により、2月5日に全ての防疫対応が終了し発生の拡大は防げたが、一層の家畜防疫・衛生体制の充実が求められている。

東日本大震災による原発事故後7年を経過したが、畜産の復興も充分とは言いきれない状況にあり、一昨年の熊本地震による畜産経営の復興も急がれている。

長年の懸案事項であったTPP交渉は、米国の離脱によりTPP11となったが、昨年11月9日にベトナムで開催された閣僚会合においてTPP11協定が大筋合意に至り、3月8日にはチリで協定署名がされた。

また、昨年12月8日に妥結した日・EUのEPA（経済連携協定）交渉は、協定文を取りまとめて本年夏にも署名し、2019年春の発効を目指していると言われている。今後、それらの具体的な内容が明らかになれば、それに対する国の対策を求めていく必要がある。

政府・与党は、総合的なTPP等関連政策大綱を制定し、経営安定・安定供給のための備えとして法制化に重点を置いた守りの対策と、強い農林水産業の構築（体質強化対策）として畜産クラスター事業等による生産性向上対策、輸出振興等の攻めの対策を展開しており、これらの対策を十分に活用しながら、畜産生産基盤の強化と収益力の向上が大きな課題となっている。

このような畜産を巡る情勢変化を的確に捉え、大幅に増加した予算、事業計画のなか、必要な人材を確保しながら、他方、可能な限りの合理化にも努めつつ、畜産関係者の負託に応えるべく畜産の振興と発展に寄与することを目的に円滑な事業の推進に努める。

Ⅱ. 公益目的事業

〔1〕 事業概要

本会は、国民の食生活に必要不可欠な国産の畜産物を安定的に生産・供給する体制を維持・発展させ、消費者の安全で安心な食生活の安定に資することを目的に各種事業を実施する。

その目的を達成する手段として、本会では、次の4種類の事業を実施する。

- ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業
- イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業
- ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業
- エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

〔2〕 事業計画

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与並びに地域交流活動の支援

- ・ 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要である。そうした指導者を養成するため、各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ・ 優秀な指導者に対して「総括畜産コンサルタント」の資格を付与するための試験を実施する。
- ・ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について経営発表会を開催し、併せて表彰を行う。
- ・ 地域での畜産農家同士及び畜産農家と消費者との交流活動についての支援を各県の畜産協会に委託して実施するとともに、畜産関係の電算処理業務の請負及び畜産関係情報の提供等を実施する。

2 畜産環境保全活動の支援

畜産経営の規模拡大等により家畜排せつ物の発生量が余剰気味の地域があることから、モデル的に耕種農家と堆肥マッチング実証を行い、堆肥流通の課題点と課題解決方法を畜産関係者に情報提供する。また、家

畜排せつ物のメタン発酵処理について、堆肥や液肥の利用技術に関する事例調査を行い、バイオガス施設を導入する際の技術情報等を畜産関係者に情報提供する。

3 食品廃棄物の活用支援

エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

畜産経営支援協議会及び日本畜産物輸出促進協議会が実施する次の畜産振興対策事業について、活動を支援する。

(1) 家畜疾病、自然災害発生緊急支援（畜産経営支援協議会事業）

口蹄疫等の家畜伝染病疾病、台風や地震等の大規模災害が発生した際の初動対応に必要な緊急用機材・資材の備蓄・運搬を支援し、家畜伝染病疾病の蔓延防止及び家畜衛生環境の改善を図り、畜産経営の向上に資することとする。

(2) 国産畜産物輸出の取組み等支援（日本畜産物輸出促進協議会事業）

- ・ 日本産畜産物の輸出促進を図るため、輸出増が期待される新興市場（台湾）や EU 市場等の国際総合食品見本市に出展し、海外のシェフや卸売業者との人脈・ビジネスチャンネルの構築、及び牛肉について、日本からの商流の確立した成熟市場への輸出拡大のため、現地のディストリビューターが地域のレストランやホテル等への新たな販路開拓の活動を支援する。
- ・ 日本産畜産物の需要の裾野を広げるため、海外のシェフ等の招へい、専門家の海外派遣活動、海外におけるセミナー・試食会等のプロモーション活動、需要拡大のためのマーケット調査、日本産畜産物の品質情報の多言語発信等を行う。

5 牛肉輸出の取組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承認及び海外での商標登録の申請事務を実施する。

6 畜産経営・担い手支援

- ・ 畜産経営者の障がい者雇用に関する意識改革を図り、畜産現場への障がい者雇用を促進するため、①障がい者を雇用する経営者の基本理

念・姿勢、②障がい者雇用に関する福祉制度の活用方法、③障がい者雇用のための労働環境の整備方法等についての研修会の開催、及び畜産現場における障がい者の雇用のためのお見合いや現地見学、体験就労等を実施し、マッチングサポート体制を構築するとともに、畜産サイド（雇用する側）と福祉サイド（雇用される側）にマッチング情報を提供する。

- ・ 畜産経営の収益性を高め、かつ女性をはじめ多様な担い手を確保するため、全国各地に留まる優れた畜産物生産・経営技術情報や先進的な畜産物輸出促進活動等を収集し、わかりやすい映像情報として編集し、インターネット及びグリーンチャンネル放送等を活用し情報提供を行い、生産性の向上及び消費者への理解醸成を図る。
- ・ 酪農経営の担い手となる女性・リタイア世代等の就農・定着化を促進するため、相談窓口の設置、交流ネットワークの構築、並びに営農指導等研修会等を開催し、生産基盤の維持・強化を図る。
- ・ 肉用牛経営への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、就農フェア等における相談窓口の設置、及び職業経験者等の肉用牛経営に対する理解醸成を図るため事例紹介やPR活動を行う。また、中核的担い手の育成に向けた営農指導等研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。
- ・ 畜産女性経営者の育成及び女性の能力発揮に向けた関係者の意識改革とサポート体制の強化等を行い、経営の中核的役割への女性参画の拡大と女性の地位向上を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要とするが資金を借り受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金の借り受け希望者や既に借り受けている農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の作成等を日本政策金融公庫の委託により、各県の地方会員の関係機関と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

- ・ 本会や道府県畜産協会が保有する畜産経営についての評価分析や改善支援スキルを金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面

からのサポートの在り方等についての理解醸成を図る。

- ・ 畜産経営の維持・発展を図るために必要となる資金について、畜産動産担保融資（畜産 ABL）を利用できる環境整備を一層推進するため、畜産 ABL 活用の普及・啓発のための研修会等を開催し、課題解決のためのモデル策定等について、内容・手法等の検討を行う。

3 借受資金償還等の支援

- ・ 畜産特別資金を融通した融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金及び家畜飼料特別支援資金を融通した融資機関に対する利子補給等を行う。
- ・ 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者に対し、畜産経営体質強化支援資金の融通による既往負債の一括借換えに伴う償還負担を軽減するための利子補給及び同資金の貸付金の償還において遅延事故等が発生した場合に都道府県の農業信用基金協会が代わって弁済するための必要額の交付等を行う。また、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の助成を行う。なお、事業の実施に当たっては、複数年度に亘り事業が行えるよう基金を造成し実施する。

4 伝染病発生時の復興支援

- ・ 口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が発生した場合に備え、中央推進会議の開催、普及・啓発活動及び都道府県団体との連絡調整等、発生時の経済的損失を互助補償する仕組みに対する支援を行う。
- ・ 互助制度に参加している農家と補助金で資金を出し合い、口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が発生した場合に、殺処分した農家が牛・豚を再度購入する際に必要な経費と処分する家畜の焼却・埋設等に必要な経費を互助補償する制度を実施する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

「総合的な TPP 等関連政策大綱」等を踏まえ、畜産・酪農の収益力強化や生産力強化、及び酪農、肉用牛又は養豚経営者の経営体質の強化等を行うための事業を実施する。これらの事業実施に当たっては、複数年度に亘り事業を行うなどの弾力的な運用を図るため、基金を造成し実施する（（1）及び（2）の事業）。

また、平成 28 年 11 月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生

産・流通等の改革を進める一環として、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する（（３）及び（４）の事業）。

（１）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体に対し、次の取組み等を実施する。

- ・ 収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入等についての支援に必要な補助金の交付
- ・ 施設整備との一体性を確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入に係る助成
- ・ 収益力の向上に向けた新たな取組みを行う畜産クラスター協議会に対する支援に必要な補助金の交付
- ・ 畜産クラスターの全国的な推進を図るための会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成など畜産クラスターの普及活動

（２）畜産・酪農生産力強化対策事業

畜産・酪農の生産力を強化するための事業として、畜産クラスター計画に基づき、以下の事業に必要な補助金の交付等を行う。

- ・ 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産拡大等の支援
- ・ 和牛繁殖経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組み（発情発見装置の導入等）及び子牛の損耗防止等を図るため、地域における新技術を活用した取組み等に対する支援
- ・ 種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造等に必要な機器の導入等に対する支援
- ・ 家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組み等を実施

（３）酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）

酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援するとともに、乳用後継牛の育成

を担う預託施設に対し乳用後継牛の受入れ体制を強化するための機器整備等を支援する。

(4) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備推進事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対する支援や複数の酪農家が搾乳作業等の作業を集中管理するモデル的な集合搾乳施設の設置を支援する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

- ・ 家畜の衛生対策及び畜産物の安全性向上に効果的である農場 HACCP は、国際競争にさらされる中においては有効なツールとなりうるものである。これまでの取組みにおける課題を改善した成果をもとに、農場への取組みを促進する指導体制を強化するとともに、併せて認証審査に必要な審査員の養成等を図ることにより、農場 HACCP の普及・推進及び安全な畜産物の提供等に資する。
- ・ 生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。
- ・ 農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを行っている農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。また、農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ・ 日本版畜産 GAP の認証基準等を満たす農場について、JGAP（家畜・畜産物）認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ・ 養豚農場において生産性を著しく阻害する疾病（PED、PRRS、オーエスキー病等）の発生の低減・まん延を防止するため、養豚主要7地域の自衛防疫組織による疾病発生の低減対策の計画立案、及び計画実施農場の自衛防疫組織に対する防疫対策に係る経費の助成を行い、疾病発生の低減及び防止を図る。
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」改正後の情報を迅速に関係者に周知・徹底し、不測の事態に備えた防疫体制強化及び推進を図るとともに、生産地段階での的確な埋却方法の調査検証等を行う。
- ・ 豚コレラが発生した際に緊急対応するため、豚コレラワクチンの購入

及び備蓄（100万ドーズ）等を行う。

- ・ 抗菌剤は畜産分野でも使用されており、畜産物の安全性を確保し、消費者の信頼確保のため、薬剤耐性に関する普及啓発活動を迅速かつ的確に実施するための取組みを行うとともに、アンケート調査を実施し、獣医師等の薬剤耐性に関する認知度を把握・検証する。
- ・ 国際水準 GAP の取組み及び認証取得の推進は、国産畜産物の東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や人材育成など我が国畜産の競争力の強化を図る観点からも重要であることから、日本版畜産 GAP の普及・推進体制の強化を図るための審査員や指導員等の養成研修、GAP 認証取得に要する経費の支援及び GAP 取得チャレンジシステムの普及のための研修会及び現地指導等を行う。

2 馬の伝染病対策の支援

- ・ 競走馬以外の馬飼養衛生管理環境の整備を図るため、馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識の習得、普及のための技術指導書の作成及び地域における馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。
- ・ 地域における馬の自衛防疫活動の強化を図るため、乗用馬、農用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンの予防接種を、繁殖牝馬を対象に馬鼻肺炎ワクチンの予防接種を実施する。また、馬の生産地の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス及び馬インフルエンザワクチンを接種するとともに、馬流行性疾病の普及啓発等の資料を作成・配布する。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

口蹄疫等特定疾病及びその他の感染症に対する防疫体制を強化するため、産業動物新規獣医師及び中堅獣医師を対象に講習会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する普及資料を作成し、関係機関に配布する。

4 家畜衛生対策の支援（家畜衛生対策推進協議会事業）

家畜衛生対策推進協議会が実施する次の家畜衛生対策事業について、活動を支援する。

（1）獣医学生に対する技術支援

獣医学を専攻する学生を対象に関係大学・機関等の協力を得て、臨床実習・行政体験などの研修会を開催するとともに、獣医系大学において

産業動物診療への理解醸成等の普及・周知のための講習会を開催する。

(2) 産業動物獣医師を志す高校生等に対する修学資金支援

地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として貸与する。

(3) 野生動物からの被害低減対策

野生獣による家畜への伝染病の伝播拡散や人獣共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、家畜衛生関係者等を中心とした畜産分野での情報発信体制を地域に構築・整備するとともに、イノシシ、シカ等の野生獣に係る衛生実態の調査、畜舎侵入防止強化対策及び衛生管理に関する情報の普及推進を図る。

(4) 地域自衛防疫体制の強化推進

地域における家畜伝染病の発生・まん延防止のため、地域ぐるみでの初動防疫活動の実施、牛白血病及び牛マイコプラズマ性乳房炎等の特定慢性感染症の清浄化の推進並びに地域での馬伝染性貧血の検査等の実施により地域自衛防疫体制の推進を図る。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

エコフィードとして活用しにくい食品残さ等のうち、畜産物生産の差別化に繋がると見込まれるものを家畜に給与し、その家畜から生産された畜産物の品質評価を実施するとともに、食品残さであるエコフィード利用の差別化畜産物を生産する農場の先進的な優良事例を調査し、表彰する。また、エコフィード認証及びエコフィード利用畜産物認証の取得に係る申請費用等の経費支援を行う。

2 肉用牛経営の調査

肉用に飼育される乳用種初生牛の経営概況及び生産費を調査し、乳用種初生牛の振興策に向けた基礎データの作成及び分析等を行い、肉牛の安定供給に資する。

3 畜産情報の提供

日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取組み等を実施する。

- ・ 月刊誌「畜産コンサルタント」や書籍・専門書の出版
- ・ インターネット網（畜産情報ネットワーク）を通じた情報の提供、情報処理システムを利用した大家畜畜産経営データベースの見直しや畜産 特別資金利子補給等に係る電算処理等
- ・ 畜産経営優良事例発表等から経営・生産技術について情報提供等

Ⅲ. その他の事業（相互扶助等）

〔1〕 事業概要

会員や関係団体と連携して畜産振興を図ることを目的に各種事業を実施する。

〔2〕 事業計画

1 軽種馬経営の支援

- ・ 軽種馬生産経営への利子補給に係る帳票データ処理業務及び軽種馬経営実態調査等を実施する。
- ・ 軽種馬生産地域の農協等の営農指導員が軽種馬経営改善指導を行うための指導・助言手法等の検討を行うとともに、専門家・研修情報等の提供及びスキルアップ研修等を実施する。また、軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査を実施する。

2 畜産振興の推進

- ・ 本会及び地方会員等の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付等の福利厚生を実施する。
- ・ 地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

3 衛生対策の連携

- ・ 競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底等を図る。
- ・ 地方会員の衛生指導業務の体制強化を整備するための支援を実施する。
- ・ 農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

- ・ 施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。
- ・ 国際養鶏養豚総合展 2018（平成 30 年 5 月 30 日～6 月 1 日 愛知県名古屋市）開催に向けた企画、情報分析及び幹事会の開催等の委託事務を実施する。

5 馬事畜産振興推進活動（馬事畜産振興協議会）

- ・ 馬事畜産振興協議会の事務局を運営する。

- ・ 地方競馬の開催に合わせ畜産物の実証展示及び配布等、馬事畜産振興協議会が実施する地方競馬及び畜産の振興並びに畜産物の消費拡大を図る事業を支援する。
- ・ 全国の家畜にかかわる伝統行事への支援を行う。

6 畜産関連先端設備の導入支援

- ・ 経済産業省が進める「先端設備」を導入する際の税制措置（特別償却及び税額控除）に係る証明書の発行業務を行う。
- ・ 経済産業省中小企業庁が進める「先端設備」を導入する際の税制措置（固定資産税の軽減措置）に係る証明書の発行業務を行う。

IV. 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

日本の畜産業の安定した振興を図るため、TPP 対策のフォローアップに加えて、対 EU との EPA 交渉等の国際交渉の進展も予想される中、これら等に対応するため、引き続き畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。

また、会員相互の連絡調整を緊密にするとともに、地方会員が開催するブロック協議会等の会議に本会役職員を派遣し、会員相互における情報交換及び意思疎通を図ることとする。

さらに、農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講斡旋、及び共進会等の催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与するなど、会員相互の連携を図る。

2 組織強化

地方会員に対する会運営支援と職員個人に対する福利厚生のため低利資金の融通等を実施する。

また、畜産女性ネットワークを始めとした県域での生産者の組織化・強化に取り組む。さらに、地方会員の衛生指導業務の体制強化整備についての支援、及び施設・機械部会員に対して、畜産施設・機械等に関する情報の提供等を実施する。

なお、平成 30 年度においても事業量の増減等に柔軟に対応する組織人員体制の整備を図るとともに、効率的な事業推進の運営に努めることとする。